

# 議 事 録

令和7年1月10日

会議名	第19回伊賀市農業委員会総会										
開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室								13:30 ~ 14:47		
出席者	農業委員	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(一)									
		中原 福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多									
	推進委員	喜久永	(計23名)								
		吉岡 川口(貞)									
事務局	福山 林 小林 矢野 岡嶋 北田										
欠席者	西口										
議 事											
議長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第19回総会を開催します。										
議長	<p>ちょっと時間が早いんですけども、皆さんおそろいでございますので、第19回の伊賀市農業委員会総会を開催したいと思います。皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いをいたします。正月の休み、まさか地域計画を仕上げたという人もおられないと思うんですけども、何とかして3月までには地域計画を策定をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>いろいろと寒い正月っていいですか、年末は天気が良かったのですが最近風が強くて寒い日が続いております。昨日は雪が降っておりましたが、今もまた雪がちらついております。インフルエンザ等に気をつけて過ごしていただきたいというふうに思います。それでは、第19回の伊賀市農業委員会の総会を始めたいと思います。</p>										
議長	それでは総会の成立報告を事務局に求めます。										
事務局	委員総数24名中現在23名の委員に出席を頂いています。農業委員会等に関する法律第27条第3項(総会の成立要件)の規定にあります、「過半数の出席」を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。										
議長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。										
一同	異議なし。										
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、10番の中原委員、11番の福岡委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっておりますので、ご承知おきください。										
議長	それでは、只今から議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。										
事務局	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数29件、筆数は田70筆、面積は合計96,193㎡についての通知がありましたので報告いたします。</p> <p>続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は田1筆、面積は合計1,401㎡についての通知がありましたので報告いたします。</p>										
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。										
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。										
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～5について、事務局の説明を求めます。										

事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料5ページをご覧ください。 No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は333aで、取得後は361aとなります。譲受人の農作業歴は30年で、本人と兄が常時従事しています。農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター3台、粃摺り、乾燥機を各1台所有されています。水稻を作付け予定です。譲受人は近隣に住んでおり、申請地について以前からすでに耕作管理していたことから、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aのため、営農計画書が提出されています。本人の農作業歴はありませんが、今後は本人が常時従事します。農機具の所有はなく必要に応じてリースする予定です。露地野菜を作付け予定です。申請地横の空き家をすでに購入済みであるため通作に問題はなく、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aのため、営農計画書が提出されています。本人の農作業歴は20年で、夫とともに常時従事します。農機具は耕運機と軽トラックを各1台を所有しています。露地野菜を作付け予定です。申請地の隣の空き家を購入予定であるため通作に問題はなく、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4、申請内容は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は143aとなり、農作業歴は5年で常時従事されています。譲渡人はいずれも農地の管理ができないことから地元の受託組合へ相談していたところ、受託組合を通じて譲受人が見つかったことから申請されたものです。農機具は、トラクター、田植機、コンバインを受託組合から借り受け、申請地では水稻及び麦、大豆を耕作される計画です。申請地は自宅から7kmであり、隣接でも水稻等を栽培されることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、申請内容は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は6aで、農作業歴はありませんが、申請地の隣にある空き家を取得し伊賀市へ移住されたことから、今後は常時従事する予定です。申請地では、キャベツ、白菜などの自家用野菜を栽培される計画で、農機具は耕うん機などを今後調達する予定です。申請地は取得した住宅の隣接にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、小田地区、古山・花垣地区、西柘植地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1の物件ですが、12月23日に現地確認を行いました。ただいま事務局よりのご説明の通りでございまして、〇〇さん、小田町にお住まい、従来通り耕作をされてるというようなことで、何ら問題はないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
中原委員	2番です。12月13日に現地確認ということで、実態としては住宅の売買に關します農地の譲渡しと言うことで、2番については面積も少ないので問題ということですが、3番の花垣ですけども、これもそういった売買ということで、面積的には一反程ありますけれども、現状としてそのうち耕作の結構難しいところもありますし、本人も農業の経験ありますので、その辺は考えてくれるということでございまして。以上です。
田中委員	4番ですが、先ほど事務局の方から説明がありました通り、昨年12月の25日に関係者で現地を確認いたしました。譲受人の方は昨年申請で努力をしておりまして、隣接する農地も今回の申請ということで、問題はないかと思ひます。次、5番。この方も移住されて、住宅地の横に畑が、今回ありますということで、事務局の方から説明ありましたように12月の25日に現地立会を行いました。譲受人の方は野菜などを耕作されるということで、何ら問題はないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございせんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～5について、一括して採決することにご異議ございせんか。
一同	異議なし。

議長	議案第1号No.1～5について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～5については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.6～10について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.6、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、営農計画書により、三田の農地で水稻・キャベツや白菜等野菜を耕作し、自家消費することで新規就農者として認められたところ。取得後の耕作面積は25aとなります。譲受人の住所は、現在山梨県北杜市ですが、北杜市でも32aの農地を所有され、水稻・野菜を耕作されていることを北杜市農業委員会で確認しています。また、譲受人の経営する会社が隣地にあるため、そちらの場所でトラクター・管理機を保管し、通作されるということで、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.7、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は22aで取得後の耕作面積は33aとなります。農作業歴は本人が17年・妻が15年農業に従事しております。農機具は、トラクターを所有、田植え機・コンバインをリースされ、取得後は水稻を耕作されます。申請地は自宅から徒歩数分程度であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.8、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は2aで取得後の耕作面積は8aとなります。農作業歴は本人が50年農業に従事しております。農機具は、田植え機・トラクター・コンバインをリースされ、取得後は水稻を耕作されます。申請地は自宅から車で5分程度であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.9、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は406aで、申請地では水稻を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバインなどを所有しています。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は94aで、申請地では水稻を栽培します。農機具はトラクター、田植機、軽トラックなどを所有しています。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、三田地区、府中地区、阿波地区、中瀬地区、友生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	三田です。12月24日に関係者で立ち合いを行いました。事務局説明のとおりでした。畑という現況のところも竹藪になってるところもあるんですけども、取得後は管理していくということで、いろんな耕作再生ということを述べられていたので、そのように適切にさせていただけると思います。また、この申請地の近くに協力いただける方もいらっしゃるようなので、声を掛けてくれたら良いと思いました。審議のほうよろしくお願いします。
高田委員	12月25日に関係者で立ち合いを行いました。事務局の説明のとおりなので、何も問題ないと思いますので、審議よろしく。
折戸委員	12月23日に関係者の立ち合いのもと、現地確認を行いました。見たところ特に問題ないように思いますし、水稻を作られるということで、問題ないかと思います。審議をよろしくお願いします。
西田委員	No.9、現在譲受人は約4町の耕作面積ですけども、地域の中核農業者でございまして、問題はないかと思います。
大田委員	最後のNo.10です。12月の25日に関係者立ち合いを行いました。詳細については事務局より説明があった通りで、譲受人のご自宅の目の前の場所でありまして、何ら問題はないと考えておりますので、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

西田委員	No.6ですけど、この土地の近くに、この方の会社があるということを聞いたんですけど、会社ってどんな会社ですか。それと、この土地は農用地であるか市街化区域内の農地であるか、そんなのをちょっと教えてください。
事務局	6番ですけども、譲受人の経営する会社は・・・そこでいずれは、2、3年後には老人ホームをするってことで、老人ホームの入居者が食する野菜を近隣の農地で作付けするというのを伺っております。それと、ここはすべての農用地区域外のところで、用途地域のところですよ。
西田委員	用途が決められたところで、それとこの方は、そういった福祉施設の事業をやられている方。
事務局	はい、そうですね。
西田委員	言っちゃ悪いが、将来的にこの農地は福祉施設になるかもしれない。
事務局	いや、そこは何度も聞きましたけど。聞いておりますけど。先ほど言いましたように入居者のための野菜を近くでするってことです。何度も確認しております。
西田委員	それはおかしいですよ。居住者が野菜づくりをしたいかっていう、うん。まあ、用途区域であるならば。
議長	農用地ではないということですね。
事務局	はい、農用地ではございません。
議長	確実に農地として使ってくれるんだったら。
西田委員	耕作放棄地とか遊休農地になっている訳ですか。
事務局	はい、多少荒れているところもありましたが、作っているところもある。ちゃんと本人にも確認して、ちゃんと管理していくってことを何度も確認しております。
議長	他にございませんか。
福地委員	すいません、今の6番の続きですけど、事務局のこれまでの説明の中の一部にも入るかと思うんですが、機械がこの会社からリースするという説明だったと思うんですけども、これ〇〇さんとおっしゃる方、地元の北杜市でも経営されてるっていうけれど、実質的にこちらの方で、この農地2400㎡あたり、どなたがされるんですかね。
事務局	申請地の隣地に会社の敷地がありまして、そこに所有されている管理機とトラクターを保管して、そこに保管してあります。で、されるのは当然その〇〇さんがされます。
福地委員	リースと違うんだ。
事務局	所有されております。
福地委員	所有してるものを、その会社の倉庫に入れていると。
事務局	はい。
福地委員	北杜市、地元でも農業をされていると説明にありましたけれど、譲受人の〇〇さんは、三田の2400㎡は耕作される、誰か他の人がされるんですか。それとも西田委員が言われたように、遊休農地のままで、3年先に老人ホームのような施設に利用、それを先狙いで取得しているのか。計画が履行されるまでの3年間は管理される、または何か根植えされる計画があるんでしょうか。
事務局	何度も確認しましたが、老人ホームを始めるのが2、3年後で、それまでは〇〇さんが水稲や野菜を耕作すると確認しております。それと、先程申し上げておりませんでした、北杜市ですけども、津市に友人宅があり、そこから月のうち20日くらい住み、そこから通って、機械も隣地にあって、そこでこれから農業をすると確認いたしております。
西田委員	2、3年後に転用するというようなことで、今こんな3条を使っただけではないですか。
事務局	転用するといった話は、今は全然出ていません。

森下委員	今言われたのは、2、3年後に老人ホームを建てるといった話で、私もどこへ建てるとかと思いました。
西田委員	転用すると言った話は、決して言うては駄目です。
議 長	事務局は、もう一度整理して説明してください。
事務局	老人ホームを建てるのは申請地の隣地で、隣地に2、3年後には老人ホームを建てる予定ですが、この申請の8筆については今後も野菜づくりをされると言うことで、はい。
西田委員	この隣地に、その予定地がある訳ですね。
事務局	はい、ございます。
議 長	はい、と言うことです。他にございませんか。
議 長	他に無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.6～10について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.6～10について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	賛成多数ということで、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.6～10については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～7について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。総会資料7ページをご覧ください。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、上野東小学校の北約150mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、住宅4棟分の分譲地の造成で、敷地面積は一体利用地の宅地を含めて664.82㎡となり、一区画当たり平均166㎡となります。土地造成は整地のみ。各区画について、取水は前面道路から引き込み、汚水は公共下水管に接続します。雨水は道路際に新設側溝を敷設し、既設の側溝に接続放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺に農地はありません。用途区域が定められた旧市街化区域内の孤立した農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は、名阪国道大内インターチェンジの東350mほどに位置する集落内の土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、実家の前の父名義の土地を借りて家を新築する計画です。一部進入路として、すでに転用済みのため、顛末書が提出されています。進入路を除く敷地面積が230.82㎡で建築面積が56.31㎡のため、必要最小限の建蔽率22%以上の条件を満たしています。土地造成は整地のみ、取水は前面道路から引き込み、汚水も前面道路の公共下水管に接続します。雨水は既設の側溝に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。住宅地内の孤立した狭小な農地であり、転用もやむをえないものと考えられます。

事務局	<p>No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は、県道上友田円徳院線沿いで〇〇の南約200mほどのJRの踏切手前の土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、建設業を営む譲受人が資材置場として利用します。建設現場で使用する敷き鉄板の置場とする計画です。受人の住所は名張市ですが、伊賀市での現場が多く、迅速に対応するため必要になった次第です。土地所有者によりすでに造成済みであったため始末書が提出されています。土地造成についてはさらに整地をし、敷地の周囲に2m高さの目隠しフェンスを設置します。</p> <p>取水汚水はなく、雨水は自然浸透および南側既存水路に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。県道と線路で分断された10ha未満の農地集団の一角であり、伊賀市での受注に迅速に対応するために必要で、代替地もないことから、転用もやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.4、申請内容は議案書のとおりです。申請地は名阪国道壬生野インターから南西へ400mほどに位置し、譲受人の事務所の隣接にあり、令和6年9月30日に農用地区域内農地から除外されています。特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地になりますが、既存施設の拡張であり、既存施設の敷地面積の1/2を超えないものであることから、不許可の例外に該当します。譲受人の既存施設が手狭になり、大型車両等の駐車場と資材等を管理するための荷置場が必要なことから申請に至ったものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事期間は許可日から令和7年7月31日までとなっており、土地造成は、30cm～50cm程度の盛土をし、盛土時には十分に転圧を行い土砂の流出を防止する計画です。取水は無く、排水は雨水のみで、造成勾配により既設排水路へ放流する計画です。土地改良区や隣接する農地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.5、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、佐那具町病院から北東に320mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は、国道25号線沿いで交通量が多く、また不整形で生産性の低い農地のため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。また、開発指導室へ軽易な建築開発事業等届出書が提出されています。工事期間は6月30日までの予定です。土地造成については、スロープ部分は盛土し、その他は整地のみ、排水は雨水のみで自然浸透及び敷地内に排水路を新設し既設排水路へ放流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.6、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市立城東中学校から北へ約800mに位置する農用地区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積8,742㎡、掘削面積5,711㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深3.7m、安定勾配1:1.2で切り込み17,879㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後自社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深3.7mの内、旧表土を0.7m、脱水ケーキを0.3m、山土を2.7m充てる計画となっています。山土については、伊賀市大滝地内の自社所有地の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、排水路を経由して柘植川へ放流します。事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と三重県砂利協同組合連合会の共同申請になっていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われるとともに、土壌汚染対策法および三重県土砂条例に基づく手続きがされており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>

事務局	No.7、申請内容は議案書のとおりです。譲渡人は譲受人のお寺の檀家さんで、当該土地を寄進しようとするものです。先走って植林をしてしまっておりまして、顛末書を付けての申請になります。申請地は、〇〇の参道の南側に隣接しています。周囲を山林で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、参道の環境整備を目的とした山林です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水・排水はなし、雨水は自然浸透です。また、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、上野地区、花之木地区、河合地区、壬生野地区、府中地区、阿保地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1、この物件につきましては、12月23日に関係者一同現地確認を行いました。ただいま事務局からのご説明の通りでございます。この申請地につきましては住居に囲まれた農地ということで、その周辺にある3姉妹の土地を含めて、造成して4区画分の宅地を分譲するということがございます。周辺はもう、先ほど申したように宅地と住居ということがございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。
門口委員	No.2です。使用借人は長男でありまして、現在跡継ぎをということであります。親子の部分でありまして、この前に畑がありまして、そこに子が土地を借りまして家を建てるといふ話であります。畑の前はですね……、住居を建てるのに非常に良い条件でありまして、で、下水排水につきましても集落排水であると。雨水のほうも既設の水路へ流すということです。非常に条件は良いと思います。何ら問題は無いというふうに思います。以上です。
福地委員	No.3、河合でございます。先月23日に関係者現地の方に立ち会いをいたしまして確認をいたしました。先ほどの事務局の説明仔細の通りでございます。この転用につきましては、周辺の農地に対する影響も全く出ない、説明の通りの敷鉄板の置き場というレベルでございます。現地におきまして何ら問題ないという判断をいたしましたので、ご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。
池町委員	No.4、壬生野地区でございます。昨年の12月23日に関係者と現地調査を行いました。内容等につきましては、先ほど来事務局からの説明の通りでございますし、特に当地の隣地の方とか土地改良等の方にも説明済みということでございますので、何ら問題はないというふうに判断いたしましたので、審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
高田委員	5番、府中です。12月25日、関係者で立ち会いを行いました。事務局の説明どおりで周囲に農地がありませんので何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。6番ですが、同じく12月25日に関係者と県の立ち会いを行いました。これにつきましても問題はないかと思っておりますので、審議よろしく申し上げます。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	先ずは4ですが、聞き逃したかもしれないんですけど、この場所は農用地の区域に入ってるんですか。
事務局	入っていたんですけど、9月30日に除外がされております。
西田委員	これのために？
事務局	そういうことです。
西田委員	そうですか。この事業所の、事務所があるんですか。
事務局	そうです、事務所隣の今回転用しようとしているところでございます。
西田委員	事務所の面積が何千㎡くらいあるんですか。
事務局	事務所本体と周辺にも事業用地がありますので、合わせて7,200㎡以上あるので、今回2分の1の範囲内での拡張というかたちになります。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。

西田委員	場所がこれ、名阪ロイヤルの奥のほうの東側の土地、農地？ 場所がどの辺かちょっと。
事務局	名阪の南側の降りたところに会社があって、そこら辺に建設業等の事業用の駐車場等があるということです。
事務局	〇〇さんの、黄色と黒のトラックがたくさん置いてあるところ、あの辺りです。
西田委員	名称が違っていたもので。ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
議長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～7については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第3号No.1～2について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。議案第3号非農地証明下付願についてご説明します。
事務局	No.1、申請内容は議案書のとおりです。申請地は名阪国道下柘植インターから南東へ800m程に位置し、10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、平成7年に隣接居宅の倉庫及び車庫として建築がなされ、申請には20年以上経過していることを確認できる証明資料が添付されています。また、現地調査でも宅地として利用していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、寺田集落の北端にあり、願出人が以前居住していた宅地です。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、平成15年に居宅を建築し、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。以上です。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区、中瀬地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
田中委員	1番ですけれども、先ほど事務局から説明があった通り、昨年12月25日現地確認をいたしました。20年以上ということでやむを得ず、敷地内の物件でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。
西田委員	はい。建物の登記の書類から、平成15年12月から建っているということで、やむを得ないということでございます。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～2について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「非農地証明下付願について」は、原案のとおり下付することに決定しました。
議長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>総会資料9ページからでございます。議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。新規設定59件、再設定6件で、田165筆、畑1筆。計画面積は合計219,437㎡です。</p>
事務局	<p>議案書15ページ      鞍田地区 整理番号1 1件、筆数1筆、面積 1,069㎡      議案書16～26ページ      玉滝地区 整理番号2～17 16件、筆数65筆、面積 59,651㎡      議案書28～29ページ      柘植地区 整理番号18～19 2件、筆数2筆、面積 5,167㎡      議案書30ページ      西柘植地区 整理番号20～21 2件、筆数3筆、面積 3,614㎡      議案書32ページ      壬生野地区 整理番号22 1件、筆数2筆、面積 1,968㎡      議案書33ページ      府中地区 整理番号23 1件、筆数2筆、面積 3,079㎡      議案書34ページ      山田地区 整理番号24～25 2件、筆数2筆、面積 2,193㎡      議案書36ページ      中瀬地区 整理番号26 1件、筆数1筆、面積 849㎡      議案書37ページ      上津地区 整理番号27 1件、筆数1筆、面積 1,826㎡</p> <p>伊賀ふるさと農協を介して利用権設定された農地      議案書38ページ      猪田地区 整理番号28 1件、筆数1筆、面積 419㎡      議案書39ページ      新居地区 整理番号29～30 2件、筆数6筆、面積 3,512㎡</p> <p>農地中間管理機構により利用権設定された農地      議案書41～43ページ      花之木地区 整理番号31～33 3件、筆数5筆、面積 7,172㎡      議案書44～51ページ      友生地区 整理番号34～44 11件、筆数16筆、面積 40,518㎡      議案書52～54ページ      依那古地区 整理番号45～50 6件、筆数23筆、面積 36,085㎡      議案書55～65ページ      神戸地区 整理番号51～64 14件、筆数35筆、面積 49,706㎡      議案書66ページ      壬生野地区 整理番号65 1件、筆数1筆、面積 2,609㎡</p> <p>田165筆 / 畑1筆 合計166筆      新規59件 210,085㎡ / 再設定6件 9,352㎡      合計65件 219,437㎡</p>
事務局	<p>続きまして、農地売買事業について説明いたします。総会資料68ページをご覧ください。整理番号66、所有権の移転を受けるものは予野の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は予野地内の畑3筆、面積は合計4,692㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和7年1月28日を予定しています。</p>
事務局	<p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。</p>

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	整理番号4から15の案件で、何故面積が内数になっているのですか。
事務局	これは、登記面積では畦の部分も含んでいるので、水張面積で契約をしたいとの申し出で、内表記となっています。
議 長	こういった場合はどうなりますか。
事務局	畦の部分については、今回の契約に含まず、別契約のような扱いになります。畦の草刈等の詳細は不明ですが、今回の無償での契約は水張面積でとの意向です。
西田委員	畦は地主が管理する。
事務局	それは分かりません。無償の貸借は水張部分だけとの申請で、畦の部分は別になるので管理が誰になるのかまでは未確認です。
西田委員	畦は水田の一部だけだね。
事務局	通常は畦込みの利用権設定ですが、今回は別でとの意向。
議 長	畦の草刈賃は貰えるということ？
事務局	契約は無償の使用貸借なので、費用が発生する業務については除けていると言えます。
西田委員	畦の管理が滞った場合、どうなるのか。
事務局	畦の管理は利用権設定の含まれていないので、基本的には地主になる。仮に指導するならば、地主へ。
西田委員	指導は農業委員会がすることになるのか。
事務局	苦情があれば、農地に関してですので地主に連絡することも有り得ます。
西田委員	耕作者が、畦は関係ないと考えているようにも見える。
議 長	申請書にはお互いの印鑑が必要だが、その辺の話はできているのでしょうか。
事務局	書類は両者からの連名申請であることから、両者で協議済みであると認識している。
議 長	申請書の最後のページで、話し合いをしておかなくてはいけないのではないか。
事務局	該当イメージはあくまでも利用権設定に関するもので、そもそも畦がこの契約に含まれて居ないので、別と考えます。
西田委員	こんな契約は、今までにもありましたか。
事務局	たまにあります。内数の表記については水張面積のみの契約ということで、今までもありました。今回の〇〇さんについては、従前から管理してきた農地に関して利用権設定を行うのもので、新規に耕作を始める農地ではありません。それで、現在まで問題は発生しておりません。軽油免税に伴う申請になります。
議 長	それであれば、契約内で話はできていると解釈できそうですね。他にございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議 長	よろしいですか。続きまして、事務局から事務連絡はありますか。

事務局長	「農業委員視察研修について」 「事務局職員退職あいさつ及び担当地区の後任について」 最後になりますが、この後役員の皆様につきましては、事務局から相談をさせていただきたい案件がございますので、この場にお残りいただくようお願いいたします。以上です。
議長	次回の総会は、令和7年2月10日(月)午後1時30分から、伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。以上をもちまして、伊賀市農業委員会第19回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 年 月 日

会長

坂本 榮二

⑩

議事録署名者

中原 宏

⑩

議事録署名者

福岡 健二

⑩